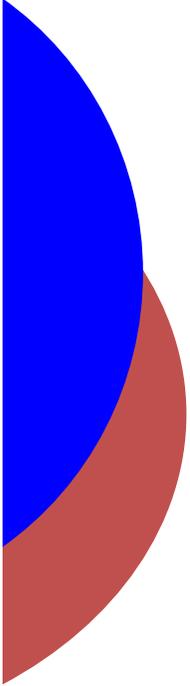


# 外務省における 知的財産権保護推進の取組状況

---



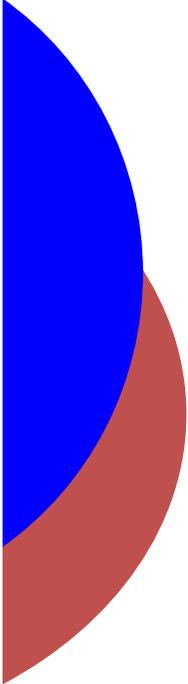
平成29年2月  
外務省経済局知的財産室



# 目次

---

- 第1部 政府の知的財産政策
  - 1-1 知的財産基本法
  - 1-2 国家戦略としての知的財産立国
  
- 第2部 外務省における取組
  - 2-1 海外における日本企業への支援及び海外市場での権利侵害への対応
  - 2-2 国際協議及び国際的な制度の構築



# 第1部 政府の知的財産政策

---

## 1-1 知的財産基本法

## 1-2 国家戦略としての知的財産立国

# 1-1 知的財産基本法 (平成14年法律第122号)

「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め…」

-知的財産基本法 総則（目的）

（第2章） 知的財産の創造、保護及び活用に関する基本的施策

⋮

（第3章） 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成

⋮

（第4章） 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的・計画的に推進するための知的財産戦略本部設置



## 外務省関連の役割及び取組

- 我が国産業の国際競争力の強化並びに持続的発展（第4条）
  - 権利侵害への措置等（第16条）
  - 国際的な制度の構築（第17条）
- 等

## 1-2 国家戦略としての知的財産立国

情報化と知識社会  
の到来・深化

知的財産基本法（2002年12月制定）

知的財産戦略本部（2003年3月設置）

知的財産基本法 第4章に基づき発足。知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的・計画的に推進するため内閣に設置され、総理大臣、閣僚並びに民間有識者により構成。

知的財産推進計画（2003年7月より）

知的財産基本法 第3章に基づき、政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定。（2003年以降毎年作成）

2013年には、今後の10年を展望し、世界最先端の知財立国の実現を目指す「知的財産政策の基本方針」を閣議決定し、具体的な中長期的な課題と取組を「知的財産政策ビジョン」として決定。

【2015年度】

国際競争力強化のため、①地方に於ける知財活用の推進、②知財紛争処理システムの活性化、③コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進、を重要3本柱とした。

【2016年度】

①第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進、②知財意識・知財活動の普及・浸透、③コンテンツの新規展開の推進、④知財システムの基盤整備、が主なテーマとして取り上げられている。

## 第2部 外務省における取組

---

### 2-1 海外における日本企業への支援及び海外市場での権利侵害への対応

### 2-2 国際協議及び国際的な制度の構築

- 2-2-1 国際機関での取組
- 2-2-2 多数国間の取組
- 2-2-3 各国との協力
- 2-2-4 通商関連協定等における取組

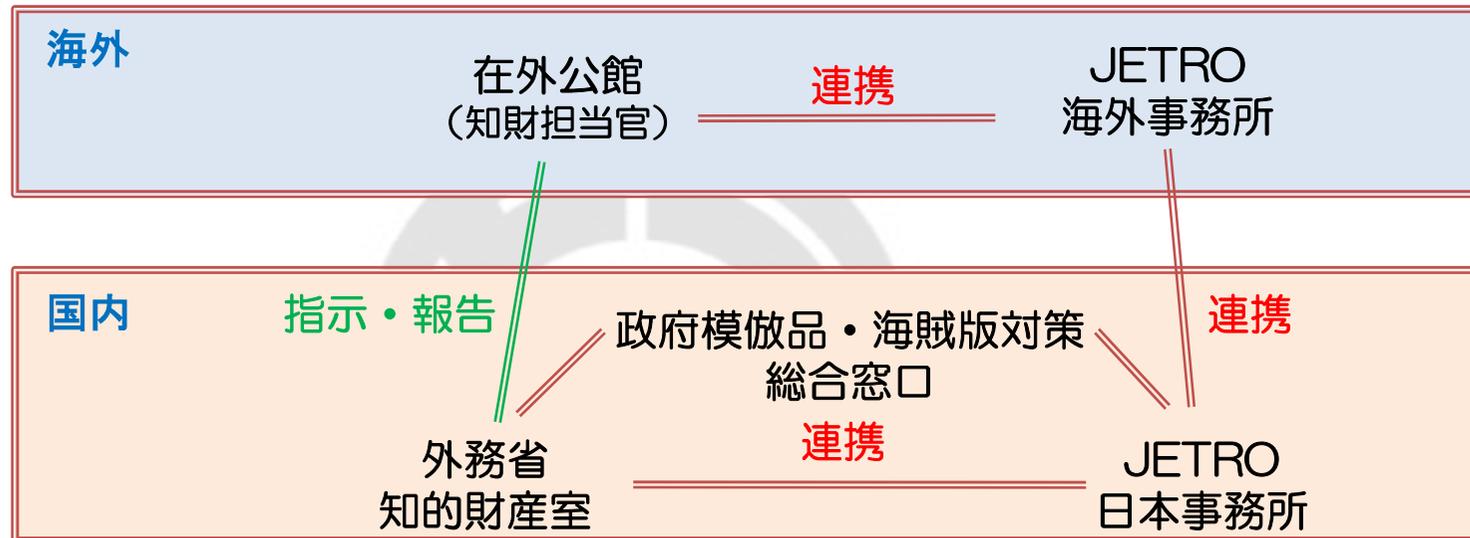
海外における日本  
企業への支援及び  
海外市場での権利  
侵害対応

国際協議及び  
国際的な制度  
の構築

## 2-1 海外における日本企業への支援及び海外市場での権利侵害への対応

### 2-1:① 国内外の支援体制

国内外の関係各機関が連携し、支援体制を構築。



### 2-1:② 知的財産担当官

全在外公館における知的財産担当官を任命(2005年3月)

- 日本企業の知的財産保護を支援するため、知的財産権関連相談の対応窓口を明確にし、在外公館長を先頭に、館が一体として迅速に、模倣品・海賊版行為等の知的財産権問題に対応。

## 2-2 国際協議及び国際的な制度の構築

### 2-2-1 国際機関での取組① (WIPO・UPOV)

知的財産を司る国際機関における国際的な制度構築の議論に積極的に参画

#### 世界知的所有権機関(WIPO)

(1) 主要任務

知的財産に関するルールメイキング(制度調和, 遺伝資源等), 国際出願の受理・公報発行, 知財分野での途上国協力

(2) 設立1970年 1974年から国連の専門機関

(3) 締約国: 188カ国

(4) 主な管理条約 (( )内は日本の締結年)

- ・工業所有権の保護に関するパリ条約(1899年)
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(1899年)
- ・特許協力条約(PCT)(1978年)
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書(2000年)
- ・特許法条約(PLT)(2016年)
- ・商標法条約(TLT)及び商標法に関するシンガポール条約(STLT)(2016年)
- ・著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)(2002年)
- ・実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)(2002年)

#### 現在WIPOで検討中の主な条約

放送機関の保護に関する条約

意匠法条約

#### 植物新品種の保護に関する国際同盟(UPOV)

植物品種の保護に関する技術的な議論が中心(現加盟国数: 74)

## 2-2-1 国際機関での取組② (WTO/TRIPS)

世界貿易機関(WTO)での「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」を巡る議論に積極的に参画

### 概要

- ・ 国際的な自由貿易秩序維持形成のための知的財産権の十分な保護や権利行使手続の整備を加盟各国に義務付けることを目的。
- ・ 多国間協定であり、WTOの規定によって加盟各国は本協定に拘束。協定の内容は各国の法律に反映。

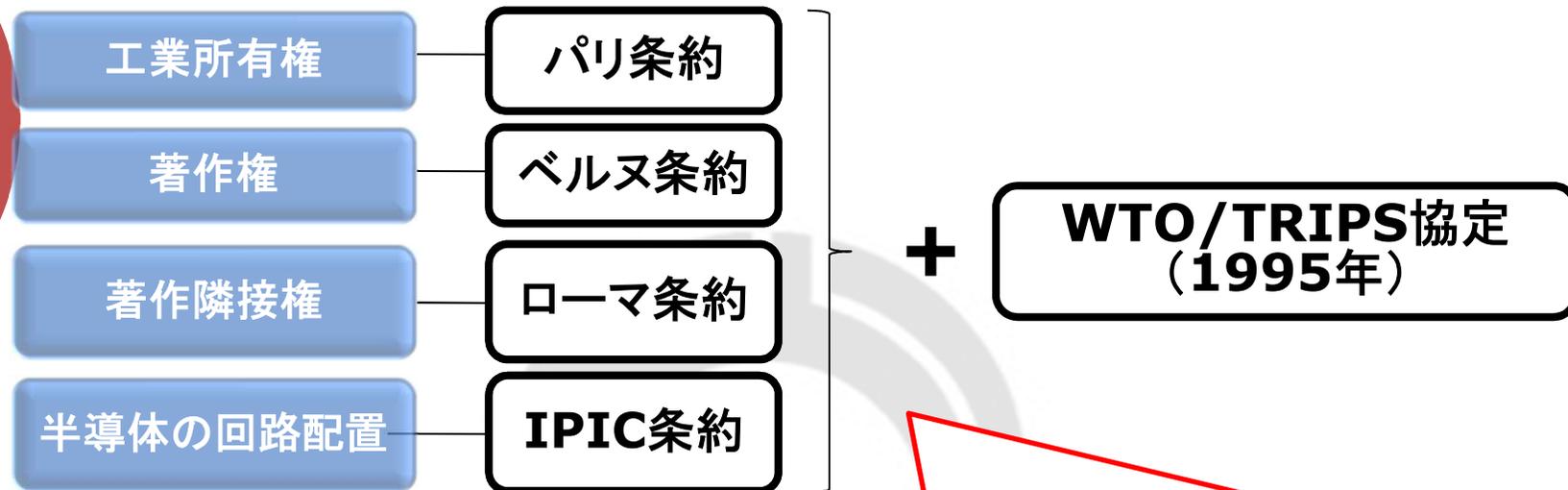
### TRIPS協定の意義

- ・ 知的財産権に関する既存の条約(パリ条約等)の遵守を義務づけた上でさらなる保護の強化を規定するパリプラスアプローチ。
- ・ 内国民待遇とともに最恵国待遇を基本原則としている。
- ・ 知的財産権行使(エンフォースメント)に関する規定の創設
- ・ 多国間における紛争解決手続の導入

### DDA (ドーハ・ラウンド) 主要論点

- ・ 「ノン・バイオレーション申立て」(協定上の義務には違反しないが、他の加盟国の利益を無効化または侵害するため、GATTにおいて紛争解決手段の対象とされるもの)のTRIPS協定適用
- ・ 医薬品に関する途上国の経過措置(TRIPS協定第66条1)の延長
- ・ ワイン・スピリッツの地理的表示(GI)の多数国間通報登録制度の創設等

## 参考：TRIPS協定と既存条約との関係



知的財産保護に関する国際枠組みとして、既存の条約に加え、1995年にはWTO諸協定の一つとしてTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)が発効。

### TRIPS協定の意義

- ・国際条約の歴史上初めて国内の裁判手続きについて各加盟国が遵守すべき最低基準を具体的に規定。
- ・知的財産に関し、多国間における紛争解決手続きを導入。

## 2-2-2 多数国間での取組① ( ACTA )

### 偽造品の取引の防止に関する協定 ( ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement )

#### 背景

- ・ 近年、デジタル技術が発展し、また、知的財産権侵害の新たな手法が出現（例：商標ラベルと模倣品を別々に輸入しラベルを添付・販売、技術的保護手段の回避）。
  - ・ 模倣品・海賊版被害が増大（国際取引額：2000年に約1000億ドル→2013年に約4610億ドル[OECD統計]）。
- ➡ 知的財産権に関する執行のより効果的枠組みの必要性

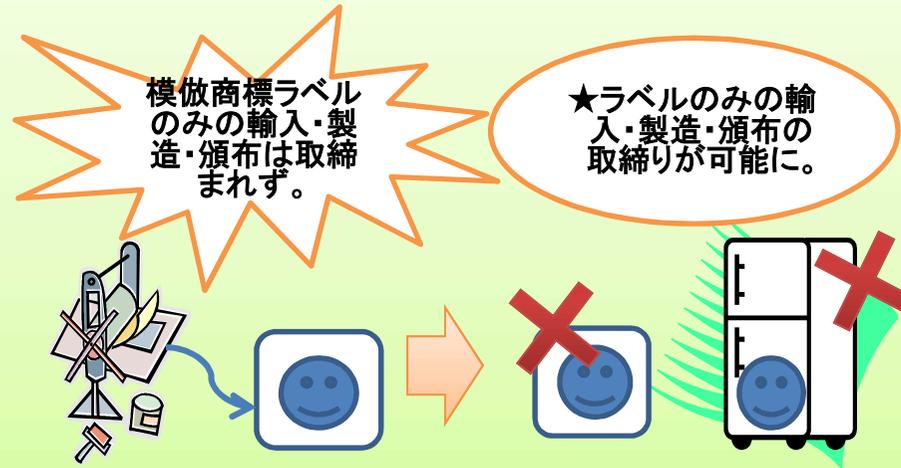
#### 経緯

- ・ 2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、我が国から、知的財産権侵害物品の拡散防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱。
  - ・ 2011年10月1日の我が国における署名式で8箇国（日・豪・加・韓・モロッコ・NZ・シンガポール・米）が署名。続いて、2012年1月26日には欧州連合（EU）及びその加盟22箇国が、更に2012年7月12日にはメキシコが署名。
  - ・ 同年10月5日、我が国は受託書を寄託し、本協定の最初の締約国となった。
- ➡ 署名国及びアジア諸国に対し加盟への働きかけを実施（ACTAは、6番目の批准書等が寄託された日の後30日で発効する）。

#### 現状

# ACTAのポイント・意義

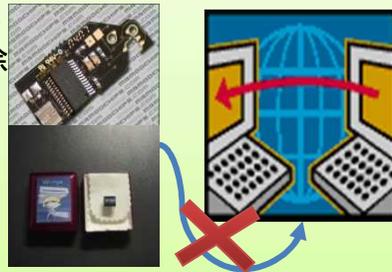
## ●新たな侵害手法への対応: 模倣ラベルの取締り



## ●デジタル環境下の対応:

### 違法な二次利用対策

→違法なコピーやアクセスを不可能とする技術的手段(暗号等)を解除するソフト等の製造、輸入、頒布、サービス提供を新たに規制。



## ●国境措置の強化: 輸出取締り

→輸出品に対する通関停止措置を義務化。  
→権利者の申立てが無くとも輸出入品につき、税関当局の職権による通関停止が可能に。



## ●民事上の執行強化

→権利者からの請求に基づく司法当局による差止命令につき、輸出侵害物品も対象に含める。  
→侵害品の廃棄、侵害物作成機材の廃棄等を義務化。

## ●刑事上の執行強化

→個人のみでなく法人の責任も追及。  
→ほう助・教唆罪についても責任を追及。

## 2-2-2 多数国間での取組② ( G7/G8 )

### G7/G8首脳会議成果文書における知財課題の言及

- ◇グレンイーグルズ・サミット(2005年)  
模倣品・海賊版の削減のための行動に関する声明を発表し、小泉総理より「法的枠組み」の必要性につき発言。
- ◇サンクトペテルブルク・サミット(2006年)  
共同声明では、「法的枠組み」を専門家レベルで引き続き議論することとされた。  
模倣品・海賊版の貿易を削減する具体的な措置の概要を示す特別声明を発表。
- ◇ハイリゲンダム・サミット(2007年)  
イノベーションの推進及び保護に資する具体的措置の概要を示す声明を発表。  
「法的枠組み」については、引き続き専門家による研究を継続することが認識された。
- ◇北海道洞爺湖サミット(2008年)  
首脳宣言において知的財産権の効果的な保護と促進、効率的な知的財産制度の促進に言及。
- ◇ラクイラ・サミット(2009年)  
模倣品・海賊版拡散防止条約の早期合意に向けた努力等、模倣品・海賊版に対する包括的、野心的な国際協力の重要性を強調。
- ◇ドーヴィル・サミット(2011年)  
首脳宣言において、インターネットに関連した知的財産(特に著作権、商標、営業秘密及び特許の保護)に関し、法執行を向上させるための国内法及び国内枠組みを整備する必要性に言及。
- ◇キャンプデービッド・サミット(2012年)  
首脳宣言において、高い水準の知的財産権保護及び執行の重要性を確認し、偽造医薬品への対処に関するベスト・プラクティスを共有することにコミット。知的財産権、偽造及び不正医薬品への対処についての文書を発表。

➤ その後の首脳宣言においても、知的財産の適切な保護が技術革新にとって重要である旨繰り返し言及。

## 2-2-2 多数国間での取組③ ( APEC・OECD )

### APEC

#### ◇APEC模倣品・海賊版対策イニシアチブ(2005年6月)

我が国、米国及び韓国が共同提案し、2005年6月のAPEC貿易担当大臣会合において合意された。

#### ◇APEC模倣品・海賊版対策モデルガイドライン(2005年, 2006年, 2007年)

上記模倣品・海賊版対策イニシアチブで模倣品・海賊版対策モデルガイドラインの策定を要請  
2007年までに6つのモデルガイドラインを承認

#### ◇“植物品種保護”に関するセミナー(2008年)

我が国主催により各国での植物保護制度の現状や国際協調の重要性に関するセミナーを実施

#### ◇知的財産人材育成機関間共同構想 (iPAC Initiative)(2010年)

知的財産育成機関間の情報共有及び外部への情報発信を目的としたウェブサイト設置

#### ◇特許取得手続におけるAPEC協カイニシアチブ(2010年)

他庁の審査結果活用のための申請様式(特許審査ハイウェイ(PPH)等)を提供するウェブサイト設置

#### ◇APEC知的財産シンポジウム(知財活用の革新)(2010年)

我が国主催で知的財産権のより有効な活用手法等についてのシンポジウムを開催

### OECD

#### ◇模倣品・海賊版による経済影響に関する調査

模倣品・海賊版による被害は2005年時点で2千億ドル、2007年時点で2千5百億ドル(注:デジタルを除き、国際貿易に限定)との推計を発表、2009年には「デジタル海賊版」の調査結果を公表。また、偽造品の取引が世界貿易に占める割合は2008年の1.9%から2013年には2.5%(4610億ドル)に増加したと報告。

## 2-2-3 各国との協力①（米国・欧州）

### 日米協力の枠組み

#### ◇ 日米経済調和対話

2010年11月に横浜で行われた日米首脳会談で発表された「新たなイニシアティブに関するファクトシート」において日米両政府が立ち上げを発表した対話の枠組み。知的財産については、個別の両国の関心事項に加えて、日米協力につき次の協議記録を発表。

- ▶ 日米両国は、様々な二国間及び多国間フォーラムにおいて知的財産権の保護及び執行の強化に関して緊密な協力を継続して行った。
- ▶ 日米はまた、特許審査の際に、重複を減らし、特許庁間での作業分担を目指す、ワークシェアリング・イニシアティブである“特許審査ハイウェイ”を推進するよう、APEC における協働を継続した。

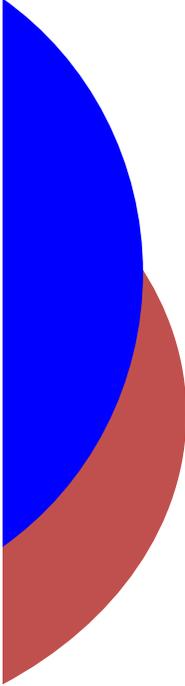
### 日・EU協力の枠組み

#### ◇ 知的財産権に関する日・EU対話

2003年の日・EU定期首脳協議での合意に基づき、年1回東京とブリュッセルで交互に実施（局課長級）。第三国との関係、最近の知財の法的枠組み・政策（税関協力、著作権、特許権、商標権、地理的表示等、多国間問題について意見交換。2012年4月に第9回会合を東京にて開催。

#### ◇ 知的財産権の保護と執行に関する日・EU行動計画

2007年にドイツで行われた第16回日・EU定期首脳協議で、日・EUは、ともに先進的な知識集約経済として、知的財産権に関する利害を共有。消費者・ビジネス界の利益・権利保護、イノベーションの促進のために、2004年に合意した協力枠組み（「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアチブ」）を更新し、知的財産権の保護・執行に関する協力を拡大することを決定。



## 2-2-3 各国との協力②（中国・韓国）

### 日中協力の枠組み

#### ◇日中ハイレベル経済対話

- 2007年4月の温家宝中国国务院総理訪日の機会に、分野横断的な副総理級の対話の枠組みとして日中ハイレベル経済対話（閣僚級）が創設された。第1回会合を2007年12月に開催。
- 2009年6月、第2回会合が開催され、知財分野においては、知的財産権に係る日中間の交流と協力を強化するため、知的財産権ワーキンググループを設置する経産省と商務部との間で覚書が作成されたこと、及び知財ミッションの相互派遣を継続することを歓迎。2010年8月の第3回会合においても、知的財産権の保護につき取り上げた。

#### ◇日中経済パートナーシップ協議

- 2002年4月の日中首脳会議（小泉総理及び朱鎔基総理。いずれも当時）により設置合意。2002年10月に第1回協議開催。
- 日中政府間の公式な経済協議である本協議の重要議題の一つとして、知的財産権の執行強化を要請。
- 2015年12月、第10回協議開催（北京）。税関取締強化のための両国税関当局間の協力等を中心に議論。

### 日韓協力の枠組み

#### ◇日韓ハイレベル経済協議

- 1998年の「日韓パートナーシップのための行動計画」に基づき、日韓経済関係について包括的に話し合うための枠組みとして設けられた次官級の会合。
- 2015年1月に開催された第13回日韓ハイレベル経済協議では、知的財産についても、実務者レベルのセッション等で議論。

## 2-2-4 通商関連協定等における取組

### 交渉を通じた知財保護環境の強化

自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)等の二国間・多国間協定に関する交渉を通じて、我が国産業界等の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、TRIPS協定等の規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかけている。実際、日本が締結した多くのFTA/EPAに知的財産についての規定が置かれている。

#### (発効済協定)

シンガポール(2002年)、メキシコ(2005年)、マレーシア(2006年)、チリ(2007年)、タイ(2007年)、インドネシア(2008年)、ブルネイ(2008年)、ASEAN(2008年)、フィリピン(2008年)、スイス(2009年)、ベトナム(2009年)、インド(2011年)、ペルー(2012年)、オーストラリア(2015年)、モンゴル(2016年)

#### (署名済み協定)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(2016年)

#### (交渉中協定)

日EU・EPA, 東アジア地域包括的経済連携(RCEP), 日中韓FTA, 日トルコEPA等

### フォローアップ

FTA/EPAに規定された内容について、相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図っている。